

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和4年4月19日午後1時30分から令和4年第4回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆		
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法の適用外証明願の審査について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和4年第4回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、19名であります。
18番及川和芳委員から欠席の届出があります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には4番田口敏委員、5番高橋重貴委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第17番委員 17番佐藤です。番号1番及び2番の案件について、「賃借人が買うため」という解約理由になっておりますが、19ページの所有権移転の案件では売買ではなく贈与のようですが、贈与でも買うためという理由になるのでしょうか。

議 務 局 長 事務局、説明を求めます。
17番佐藤委員のご質問にお答えします。大変申し訳ございません。ご指摘の通り正しくは「賃借人が取得するため」という解約理由になりますので、修正をお願いいたします。

議 長 ほか、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
局長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。
事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
局長 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番及び2番の案件について、2番高橋義隆委員より報告願います。
第2番委員 2番 高橋です。番号1番及び2番の案件について、現地調査の報告をいたします。4月15日午前に、南方地区の山路和弘委員、佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
はじめに番号1番の案件については、譲受人である [] が宅地分譲地9区画を造成するため、農地所有者の [] さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを確認しております。
現地は、西側は農地と隣接しておりますが、敷地の整地転圧により土砂の飛散や流出を防止するほか、南側水路は蓋付き可変側溝等を設置することで流水を阻害しないように施工する計画となっており、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。
以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。
つぎに番号2番の案件については、譲受人である [] が建設業資材や重機等の置場のほか、プレハブ倉庫を設置するため、農地所有者の [] さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを確認しております。

現地は、北側と東側が宅地、西側と南側が道路と隣接しているほか、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流する計画となっており、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。

以上で、現地報告を終わります。

議 長

番号3番及び4番の案件について、15番山路和弘委員より報告願います。

第15番委員

15番 山路です。番号3番及び4番の案件について、現地調査の報告をいたします。4月15日午前に、南方地区の高橋義隆委員、佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

はじめに番号3番の案件については、譲受人である[]さん、[]さんが、自己住宅を建築するため、農地所有者の[]さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを確認しております。

現地は、西側が農地と、北側が水路を挟んで農地と隣接しておりますが、境界に法面を設置し、十分な転圧を行うほか、雨水は自然浸透とする計画となっていることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。

つぎに番号4番の案件については、譲受人である[]が、分譲住宅1棟を建築するほか、宅地分譲地2区画を造成するため、農地所有者の[]さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを確認しております。

現地は、北側が水路を挟んで農地と隣接しておりますが、境界に法面を設置し、十分な転圧を行うほか、雨水は自然浸透とする計画となっていることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。

以上で、現地報告を終わります。

議 長

番号5番及び6番の案件について、17番佐藤浩幸委員より報告願います。

第 1 7 番 委 員

17 番 佐藤です。番号 5 番及び 6 番の案件について、現地調査の報告をいたします。4 月 15 日午前に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

借受人である [] が、国道 4 号の拡幅に伴い、店舗兼住宅を建築するため、所有者である [] さん、 [] さんから、田の賃借を行い、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、一部金融機関からの融資のほか、自己資金により実施することを確認しております。

現地は、西側が農地と隣接しておりますが、境に L 型擁壁を設置するほか、アスファルト舗装を行い、雨水等は北側の道路側溝に排水する計画となっており、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。

以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 4 番 委 員

4 番 田口です。基本的な質問です。金ヶ崎町は上下水道が完備されているので問題はないと思いますが、かつて二戸町に住んでいたときは家庭用排水を流すことが難しく、隣の家の排水につないだりといったことがありましたが、そのような懸念はないということでしょうか。

議 長

事務局、説明を求めます。

事 務 局

4 番田口委員のご質問にお答えします。排水のお話でしたが、上水排水共に上下水道課に確認をとった工事計画を提出いただいておりますので、全ての案件について公共下水につないで排水することになっております。

議 長

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第 8、議案第 3 号 農地法の適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事 務 局

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号 1 番の案件について、13 番及川宏和委員より報告願います。

第 1 3 番 委 員

13 番 及川です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。4 月 15 日午後、街地区の田口敏委員、高橋重貴委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請地は、XXXXXXXXXXさん所有の畑ですが、現況は宅内通路及び庭等となっております。

今回の申請に至った経緯ですが、先代が、昭和 40 年代に、自己住宅を建築した際に進入路及び宅内通路として砂利での造成を行ったほか、昭和 50 年代中ごろに観賞用の庭として造成し、昭和 60 年頃には、宅内通路をアスファルトで舗装し、現在に至るとのことです。

今回、空き家になっていた実家を購入したいとの希望があり、調査を行ったところ、農地を宅内通路及び庭等に使用されていることが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり宅内通路等として使用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。

なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号 農地法の適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、当案件は証明することに決定しました。

議 長

日程第 9、議案第 4 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

務

局

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

長

説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号 6 番の案件について、8 番松本隆委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

——第 8 番委員 退席——

議 長

これより利用権設定番号 6 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

利用権設定番号 6 番の案件について、原案のとおり決定することに

- 賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。
 8 番松本隆委員の入席を許します。
 ——第 8 番委員 入席——
- 議 長 8 番松本隆委員の案件については、原案のとおり決定しました。
- 議 長 続いて、利用権設定番号 7 番及び 34 番の案件について、13 番及川
 宏和委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しております
 ので退席を命じます。
 ——第 13 番委員 退席——
- 議 長 これより利用権設定番号 7 番及び 34 番の案件について質疑に入
 ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 7 番及び 34 番の案件について、原案のとおり決定
 することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。
 13 番及川宏和委員の入席を許します。
 ——第 13 番委員 入席——
- 議 長 13 番及川宏和委員の案件については、原案のとおり決定しました。
- 議 長 それでは、議案第 4 号の所有権移転並びに利用権設定番号 1 番から
 5 番、8 番から 33 番及び 35 番、36 番の案件について、質疑に入
 ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第 4 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案の
 とおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第 10、議案第 5 号 金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意
 見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 事務 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませ
 んか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第 5 号 金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定に
 ついて、原案のとおり計画の変更に異議ない旨の意見を付することに

賛成する委員の挙手を求めます。

———全員挙手———

議

長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議

長

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

令和4年第4回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時15分